

関税法施行規則の一部を改正する省令（案）参照条文

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）

（船用品又は機用品の積み込み等）

第二十三条 外国から本邦に到着した外国貨物である船用品又は機用品は、保税地域から本邦と外国との間を往来する船舶（これに準ずる遠洋漁業船その他の船舶で政令で定めるものを含む。）又は航空機に積み込む場合に限り、外国貨物のまま積み込むことができる。この場合においては、当該船用品又は機用品を積み込むとする者は、政令で定めるところにより、税関（税関が設置されていない場所においては税関職員。以下本条において同じ。）に申告し、その承認を受けなければならない。

2）6（省略）

関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）（抄）

（船用品を外国貨物のまま積み込むことができる遠洋漁業船等の指定）

第二十一条 法第二十三条第一項（外国貨物である船用品又は機用品の積み込み）に規定する政令で定める船舶は、漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令（昭和三十八年政令第六号）第一項第七号に掲げる母船式捕鯨業に従事する船舶のうち財務省令で定めるものとする。

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）（抄）

（指定漁業の許可）

第五十二条 船舶により行なう漁業であつて政令で定めるもの（以下「指定漁業」という。）を営もうとする者は、船舶ごとに（母船式漁業（製造設備、冷蔵設備その他の処理設備を有する母船及びこれと一体となつて当該漁業に従事する独航船その他の農林水産省令で定める船舶（以下「独航船等」という。）により行なう指定漁業をいう。以下同じ。）にあつては、母船及び独航船等ごとにそれぞれ）、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の政令は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整のため漁業者及びその使用する船舶について制限措置を講ずる必要があり、かつ、政府間の取決め、漁場の位置その他の関係上当該措置を統一して講ずることが適当であると認められる漁業について定めるものとする。

3）6（省略）

漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令（昭和三十八年政令第六号）（抄）

1 漁業法第五十二条第一項の政令で定める漁業は、次に掲げるものとする。

一 六 (省 略)

七 母船式捕鯨業 母船式漁業（製造設備、冷蔵設備その他の処理設備を有する母船及びこれと一体となつて漁業に従事する漁業法第五十二条第一項の独航船等により行う漁業をいう。）であつて、もりづつを使用して鯨をとるもの  
八 十三 (省 略)

2 (省 略)

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）（抄）  
（操業禁止区域）

第五十一条 母船式捕鯨業の許可を受けた者（以下「母船式捕鯨業者」という。）は、北緯二十度の線、東経百十八度の線、北緯四十五度の線及び東経百五十九度の線により囲まれた太平洋の海域においては、当該漁業を営んではならない。